

令和6年第10回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年10月22日（火）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和6年10月22日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室221

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6 議案第56号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 48分

質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございますので質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号74号から76号について、申請の通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号74号から76号につきましては申請通り許可することに決しました。

続きまして、受付番号77号について審議を行いますので、議事参与の制限により●●●●さんが退席いたしますので、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時41分 休憩

午後1時41分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号77号につきまして、9番 仁伍委員さんをお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。77号について報告します。10月9日、農業委員、推進委員、事務局とで現地確認しました。図面番号52-77をご覧ください。場所は●●●●がある●●●●の交差点を、●●●●へ約1km進んで右手になります。申請地は、現在はシートが張ってある状態でした。譲渡人の●●さんは、●●●●に住んでおられて、管理、耕作することは困難で、近隣の●●さんが前までは管理されていたのですが、施設に入られてその後亡くなられたので、現在は管理される人がいない状態です。譲受人の●●さんは●●●●の●●●●なのですが、この度、空き家になっている●●さんの住宅を購入することになったので、せっかくなので隣にある申請地を購入し、野菜を栽培することにしたそうです。譲受人は当然、野菜の栽培経験も豊富で、取得後は耕作していることは確実であると思われますし、耕作放棄地が農地として利用されるのは大変良い事ですので、そのような事から今回の申請は許可妥当と見てきました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で終わります。

○田中会長



○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号31号につきまして、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。31号について報告します。10月9日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。図面番号53-31をご覧ください。場所は●●の●●●●●●●●●●から100m行ったところに交差点がありますが、それを右折して入って、300m入った所を左折してすぐのところになります。申請地は現在は営農型太陽光が設置されていて、3年の一時転用のための今回の申請になっております。5月か6月に、他の案件で近くに現地確認に行った際に通りかかったところ、大葉が植えてありまして、今回の現地確認の際には収穫されてなくなっていました。以前、なかなか管理がされていないこともあって、今回の更新は難しいのかなと思っていましたが、しっかり栽培も出荷もされているようですし、JAの指導員のお墨付きの書類もついていますので、今後栽培されているかの確認も定期的に必要でしょうけど、この申請は許可やむなしと見てきました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見のある方はご発言をお願いします。

○藤原委員

前も質問したかと思うんですが、この3年間の一時転用というのは、最長3年間しかできなくて、更新更新という形になるんでしょうか？

○事務局

そうです。

○田中会長

認定農業者等は最長10年ですけど、それ以外は3年の一時転用という事になっております。

○光永委員

31号についてですけど、今回が私が農業委員になって3回目の申請だと思うんですけど、今まで大葉を作られていたという事で、許可をしてきたわけですが、今回、はぶ草に転換して

という事で、みなさんのお手元にも営農計画があると思うんですが、ニンニクを5年作った、あるいは大豆を3年作ったというふうな経営実績がでているんですが、実際これは出荷されていたものなのかどうか？

はぶ草についても、ここ6年間の出荷状況等々についても出てきてないという中で、はたして今度は、はぶ草にして出荷されるものだろうか？どうなんだろうか？JAの意見書がついていますが、前回も大葉の時もJAの意見書がついていました。その前の時は地元の議員さんの意見書がついていましたけど、その中で出荷状況はずっと不明。現場も何度か見えていますけど、管理もおろそか。再度、本人がどれだけ今までこういうふうな形で、作業経験があるという事なら、出荷しているのかどうかの実績も加味してもらいたい。許可は致し方ないとしても、その辺をちゃんとしてもらわないと、農業委員会は何をしているのかというような事になるんじゃないかと思うんですよね。その辺は確認を再度していただければと思います。

○田中会長

事務局その辺はいかがですか？

○事務局

年に1回実績報告を提出していただくことになりますので、事務局の方で販売の書類を添付してもらおうと思っております。

今回、はぶ草に変更された理由は、●●さんと共同で営農されておられる●●さんが希望されたためです。はぶ草の方が管理がしやすいというか、●●さん自身ははぶ草の経験があるようです。はぶ草の方ができればいいという事で、変更したようです。

○田中会長

今回で3回目の申請ですかね。6年間の実績があるという事なので、6年間の実績報告は出ているわけですよね。一般的な収穫物の80%を確保する事が大原則ですが、その辺は確保されているのでしょうか？

○事務局

年によっては天候不良や獣害などで確保できないという年もあったようですが、直近では確保されているという報告ではありました。今回は下部農地の収支の見込みのところ、18万4千円の販売収入が見込まれる計画を出してきてはいます。

○会長

はぶ草は向原の特産として、市町村合併協議会以前から向原では盛んに作られていると承知

をしておるところでございます。JAさんの担当者の意見書、一読させていただきますと、「地域の平均反収の80%以上の収穫量を確保できると考えます」という意見書がついてきていますけども。遮光率の問題等々、私も専門家ではありませんので、はぶ草の生産についてはハッキリとは申し上げられませんが、向原の委員さんのご意見をもし賜ることができれば、例えばこういった施設で収量を80%確保できるかどうかなど、主観で結構ですのでわかる範囲でご意見をいただければ。高松委員さんどうでしょうか？

○高松委員

1回の収穫では無理じゃないでしょうか。2回、3回。3回ぐらいまで、はぶ草茶は植えられるんですけど。その前の管理自体は、1回収穫されて、2回目が伸びてきてという事になると一番暑い時期にするような作業があるんで、1回はできるでしょうけど、2回、3回の収穫となるとちょっと考えないと。管理が必要かなとは思いますが。

○田中会長

光永委員さんどうでしょうか？

○光永委員

数字は出ているのは間違いないんですけど、そのように実際あがってきているのかどうかは私には分からない。最終ページを見てもらったら、営農型の発電がそんなに大きな場所ではないんですけど、今から10年後も売電が210万円ずっとあるわけですから。これは大きいわけですよね。一般のように10年で終わりというのではなく。もう今は丸6年。更新更新ですから。今からまだ10年以上もこの金額で売電していくわけですから、できれば経費をかけずに、儲からないのですから、この金額がずっと入ってくるという事になれば、そりゃー●●さんが申請して。本人曰く、前回の時もできれば10年にしていただきたいという事で、申請をされましたよね。認定農業者を。認定農業者の方が取れなかったんで、今回になっているでしょうけど。前回はかなり動かれて、認定農業者のようになりたいという事で、はちみつを申請されたり等々したようですが、許可にならなかったという事で。ほかにもこの農業委員会の中で営農型の申請を許可している所は、かなり真面目にされていると思います。そのあたりも加味しながら、きつくお願いしたらどうかと思うんですけど。最終ページを見たら愕然としますんでね。長くなりましたが。

○田中会長

どうでしょうか。その他ご意見等々ございましたら。

営農型と申し上げますのは、いわゆる農地の有効活用、それから再生可能エネルギーの供給



すぐそばの田んぼです。借受人の人は建設業を営み、会社の代表取締役をしており、この度、広島県が発注された、●●●●の河川改修工事を請け、河川改修工事に伴う資材置場として一年間の一時転用の申請であります。他に適当な土地を所有しておらず、この田んぼ周辺はほとんど空地がなく、農業をやって米を作ったり、ハウスを建てたりしている所なので、適当な土地がなく、工事が終了すれば元の農地の状態に戻してくれるので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない事を認められます。それに農振農用地の不許可の例外に該当する、周辺農地に影響がない事など、やむを得ないと認められる。なお詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上67号についての報告を終わります。

余談ではありますが、この工事自体の説明会がこの24日に、●●●●●●●●●●の方で地域住民に説明がございます。その時になったら詳しくは分かると思います。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第55号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようございます。これより採決に入ります。

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第55号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

日程第6 議案第56号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第56号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第56号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきましては、原案通り決定することとし、意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。これをもちまして令和6年第10回安芸高田市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時18分 閉会